

第7号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和7年1月31日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第一条 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年十二月文京区条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号及び第四号並びに第十条第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(文京区個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第二条 文京区個人情報保護に関する法律施行条例(令和五年三月文京区条例第一号)の一部を次のように改正する。

付則第五項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第三条 職員の分限に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第三号及び第四号並びに第二十六条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第五条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十四年七月文京区条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号及び第五項第二号、第十八条の見出し及び同条第一項第一号、第十九条第一項第一号

並びに第二十一条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(文京区プール条例の一部改正)

第六条 文京区プール条例(昭和五十年三月文京区条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第七条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第三号及び第四号並びに第二十九条第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第一条の規定による改正後の文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第二十六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第五条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十七条第一項及び第五項、第十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十一条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第二十一条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第七条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十九条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（その他の経過措置の規則への委任）

7 付則第三項及び第五項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

8 付則第四項及び第六項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て規則で定める。